項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第五十一条第四項中「警戒区域設定指示（」を削り、「事故」の下に「（以下単に「原子力発電所の事故」という。）」を加え、「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「附則第五十五条の二第一項及び第三項において」を「以下」に改め、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に」を「の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項及び第六項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十一条の二の見出し中「非課税」を「非課税等」に改め、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東日本大震災により被災した鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により同法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供することができなくなつた鉄道施設（同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。以下この項において同じ。）であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出に係るもの（以下この項において「被災鉄道施設」という。）に代わるものと道府県知事が認める鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものの敷地の用に供する土地の取得をした場合における当該土地の取得（前条第二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して政令で定める割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十二条第二項中「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、「当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に」を削り、「警戒区域設定指示区域内にある」を「自動車持出困難区域内にある」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が解除された日まで」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日まで」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に改め、同号イ及びロ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同項第三号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第三項中「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十四条第二項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同条第三項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第七項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十五条第四項中「並びに次条第五項及び第六項」を「及び次条第三項から第八項まで」に改める。

附則第五十五条の二の見出しを「（原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等）」に改め、同条第一項中「市町村長は」の下に「、当分の間各年度において」を加え、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う」及び「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「当該各年度の末日」に改め、「対象となつた区域」の下に「（当該各年度の初日の属する年の一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。）」を加え、「平成二十三年度分」を「当該各年度分」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に、「これら」を「これ」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項の規定により公示された区域（以下この項及び第五項において「平成二十三年度課税免除区域」という。）」を「各年度の課税免除区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「平成二十三年度課税免除区域内に平成二十三年度分」を「当該各年度の課税免除区域内に当該各年度」に、「所在している」を「所在する」に、「平成二十三年度分」を「当該各年度分」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成二十三年度課税免除区域」を「各年度において、当該各年度の前年度の課税免除区域」に、「平成二十四年度課税免除区域」を「当該各年度の課税免除区域」に、「平成二十四年度分」を「当該各年度分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、前項の規定により公示された区域」を「各年度の減額課税初年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該区域」を「当該各年度の減額課税初年度区域」に、「平成二十四年度に」を「当該各年度に」に改め、「土地及び家屋に係る」の下に「当該各年度分の」を加え、同項を同条第四項とし、同条に次の四項を加える。

5　市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税初年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

6　市町村は、各年度の減額課税第二年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第二年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。